

分配可能額計算の到達点と問題点

岩崎, 勇
九州大学大学院経済学研究院 : 産業マネジメント部門

<https://doi.org/10.15017/19856>

出版情報 : 経済学研究. 77 (5/6), pp.127-149, 2011-03-31. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

分配可能額計算の到達点と問題点

岩 崎 勇

第1章 はじめに

会社法制の現代化により新しい会社法が2005年6月に成立した。これにより従来の商法や有限会社法等は、(一部を除き)会社法へと再編・統合されることとなった。

歴史的に日本の商法は、明治23年(1890年)にドイツの商法典を模範として制定された。それ故、制定当初から大陸法系の思考を継いで来ているが、制定当初は債権者保護の観点から財産計算を基本思考としていた。その後、昭和24年(1949年)の企業会計原則の設定とそれに続く「商法と企業会計原則の調整に関する意見書」(企業会計審議会 [1951])や「商法と企業会計原則の調整について」(企業会計審議会 [1969])などにより、会計上の動態論に基づく損益法の考え方が商法に導入された。これに伴って債権者保護についての基本的な考え方は、従来の財産性あるものを財産目録に集計し、それを基礎にして貸借対照表を作成・表示していくというストックを重視した考え方(静的な債権者保護)から、新たな債権者保護の考え方すなわちフロー項目を計上した損益計算書上で示される継続企業の収益力を重視したもの(動的な債権者保護)へと転換してきた。そして、規制緩和の流れを背景とした新しい会社法制の現代化により債権者保護が大きく後退したのではないかといわれることがある¹⁾。さらに、このような債権者保護目的の他に、会社法会計の主な目的ないし役割としては、受託責任を解除するために、受託者である経営者が、その善管注意義務を果たしながら適正に企業経営を遂行したことを、その委託者である株主に対して会社の経営状況に関する情報として提供すること(受託責任目的ないし説明責任目的)、分配可能額(配当可能額を含む、以下、同じ)の計算とそれに基づく株主と債権者との間の利害を調整すること(利害調整目的)及び投資家等の情報利用者の意思決定のために有用な経営状況についての情報を提供すること(情報提供目的)が挙げられる(岩崎[2011] 20頁)。

このような状況の下において本稿では、特に会社法会計上の分配可能額の計算とそれに基づく利害調整目的を中心として検討を行い、新しい会社法上の分配可能額計算の到達点と問題点を明らかにすることを目的とするものである。より具体的には、まず、次章第1節において議論の前提として剰余金の意義や配当規制の目的等を確認し、これを前提として、第2節において新しい会社法における分配可能額の計算構造を明確にするとともに、第3節においてこの会社法の成立によって、従来の旧商法で行われていた配当制度がどのように変化したのか。そして、第4節・第5節において新しい配当制度の到達点及び問題点は何か、ということを確認するものである。これらの目的のために、本稿

では、文献研究に基づき旧商法と新しい会社法を比較することにより、これらの問題を検討していくことにする。なお、本稿のユニークさは、新しい会社法の成立により利害調整目的として位置付けられる分配可能額の計算制度がどのように変化し、その問題点は何かについて、会社法及び会計理論の観点から検討を行っている点である。

第Ⅱ章 分配可能額計算の検討

第1節 意義と目的

新しい会社法上の分配可能額計算制度の理論的な検討を行う前に、ここでは議論の前提として分配可能額計算に関連する法律・会計上の概念及びこの制度の目的などについて明確にしておきたい。

(1) 剰余金概念

ここでは、配当ないし分配の対象となる剰余金概念がどのように法律及び会計上使用されているのかについて確認しておきたい。

法律上の剰余金

旧商法では、基本的に名目資本維持及び資本主理論に基づき配当可能性分類によって、図1-1のように、「剰余金」を、資本の部のうち払込資本である資本金と法定準備金との合計額を控除した残りの金額としていた。この剰余金には、その他の資本剰余金とその他の利益剰余金とが含まれ、基本的にそれは配当可能な金額を表していた。このように、旧商法上は、当初から伝統的に利益ではなく、剰余金の配当を問題としてきた。ただし、注意すべき点は、資本主理論に立つ限り、従来（2001年まで）は、払込資本としての性質を持つその他の資本剰余金が実質的に存在してこなかったため、剰余金はすべてその他の利益剰余金（つまり利益）と考えて問題がなかった、ということである。

そして、新たな会社法では、表1-1のように、「剰余金」は、株主資本のうち資本剰余金²⁾と利益剰余金³⁾の合計額であり、従来の商法と同様に、このうち準備金⁴⁾以外の部分（つまりその他剰余金）が基本的に分配可能な金額であると考えている。なお、従来の商法と同様に、会社法においても株主と債権者の利害調整や債権者保護のために資本制度（資本金及び準備金の制度のこと）及びそれを基礎とする配当・分配規制が存在している⁵⁾。

図 1 - 1 商法上の資本の部の分類

資 産		負 債	
		資 本	債 権
		資本金	}
		法定準備金	
		剰余金	
			}

(出所) 著者作成

表 1 - 1 会社法・会計上の純資産の部

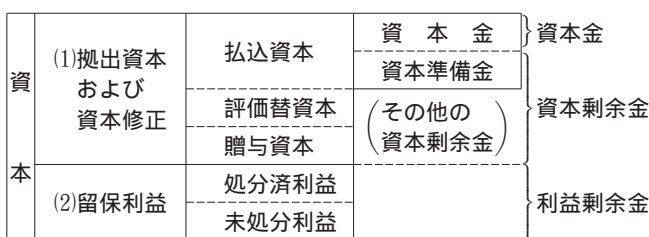
(個別貸借対照表)

(連結貸借対照表)

[純資産の部]		[純資産の部]	
株主資本		株主資本	
1	資本金	1	資本金
			× × ×
2	新株式申込証拠金	2	新株式申込証拠金
			× × ×
3	資本剰余金	3	資本剰余金
			× × ×
(1)	資本準備金		
	× × ×		
(2)	その他資本剰余金		
	× × ×		
	資本剰余金合計		
	× × ×		
4	利益剰余金	4	利益剰余金
			× × ×
(1)	利益準備金		
	× × ×		
(2)	その他利益剰余金		
	× × 積立金		
	× × ×		
	繰越利益剰余金		
	× × ×		
	利益剰余金合計		
	× × ×		
5	自己株式	5	自己株式
	× × ×		× × ×
6	自己株式申込証拠金	6	自己株式申込証拠金
	× × ×		× × ×
	株主資本合計		株主資本合計
	× × ×		× × ×
評価・換算差額等		評価・換算差額等	
1	その他有価証券評価差額金	1	その他有価証券評価差額金
	× × ×		× × ×
2	繰延ヘッジ損益	2	繰延ヘッジ損益
	× × ×		× × ×
3	土地再評価差額金	3	土地再評価差額金
	× × ×		× × ×
	評価・換算差額等合計	4	為替換算調整勘定
	× × ×		× × ×
			評価・換算差額等合計
			× × ×
新株予約権		新株予約権	
	× × ×		× × ×
少数株主持分		少数株主持分	
	× × ×		× × ×
純資産合計		純資産合計	
	× × ×		× × ×

(出所) 会社計算規則第76条、財務諸表規則様式第五号、連結財務諸表規則第四号 (一部修正)

図 1 - 2 会計理論上の資本の分類

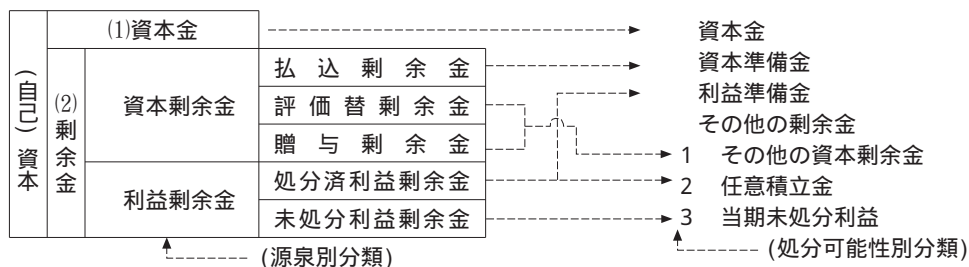


↑ (基本：源泉別分類)

(出所) 岩崎 [2003] 122頁

図 1 - 3 企業会計原則上の資本の分類

《基本分類》 → 《表示分類》



(出所) 岩崎 [2003] 123頁

表1-2 その他の資本剰余金の分類

分類		具体例	会計主体論 ^{*1}	
その他の資本剰余金	(1) 払込資本	資本金及び資本準備金減少差益 ^{*4} 、自己株式処分差益 ^{*5} 、組織再編に伴う合併差益 ^{*6} （などで資本準備金とされなかった部分）など	資本主理論 ^{*2}	企業主体理論 ^{*3}
	(2) 評価替資本	保険差益、固定資産評価差額 ^{*7} 、土地再評価差額金 ^{*8} 、その他有価証券評価差額金など	—	
	(3) 贈与資本	国庫補助金、工事負担金、債務免除益、私財提供益など		

*1 だれの観点から会計それ故利益や持分計算を行うのかという企業観についての理論のこと

*2 会計の主体を資本主（株主）と考え、資本主のために、かつこの観点からすべての会計的判断を行うと考えるものである。そして、資産及び負債は資本主に帰属し、資産＝負債＝資本であり、資本は資本主の持分を表し、資本主の利益及び持分計算を行うものとする。

*3 会計の主体を企業それ自体と考え、企業のために、かつこの観点からすべての会計的判断を行うと考えるものである。そして、資産は企業が保有する経済的資源であり、貸方は企業の持分を表し、資産＝持分であり、企業の利益及び持分計算を行うものとする。

*4 企業内部での資本の部の内部振り替えにより剰余金を創出したものである。

*5 自己株式の取得・処分により企業外部の資本市場から剰余金を創出したものである。

*6 組織再編により企業外部から剰余金を創出したものである。これを配当等に活用することにより、資本市場への対応がより容易になった。

*7 基本的には、資本財の評価差額を考えている。

*8 売却時に当期純利益（PL項目）とはされず、利益剰余金として株主資本に直入される。

（出所） 企業会計原則 旧注解7を参照し著者作成

会計上の剰余金

他方、会計上の「剰余金」には、名目資本維持の下で、⑦企業主体理論に基づくものと、①資本主理論に基づくものとが考えられる。そして、前者⑦企業主体理論による場合には、かつての「企業会計原則」に見られるように、源泉別分類によって、資本の部のうち資本金⁶⁾を超える部分の金額が剰余金であり、これはさらにその発生源泉にしたがって、資本取引から生じた資本剰余金と損益取引から生じた利益剰余金に分けられる。そして、資本剰余金はさらに資本準備金とその他の資本剰余金に、利益剰余金はさらに利益準備金とその他の利益剰余金とに分けられる（図1-2、1-3）。

そして、その他の資本剰余金としては、表1-2のように、払込資本としての性質を持つもの以外に、評価替資本としての性質を持つものなどのものも含まれることになる。

他方、後者①資本主理論によれば、現行の我が国の会計概念フレームワーク（討議資料）に見られるように、旧商法や会社法と同様に、払込資本のみが資本性の剰余金となり、評価替資本や贈与資本は資本剰余金とならないということになる⁷⁾。そして、会社法及び会計基準審議会（以下、ASBJという）において示されているその他資本剰余金の例（表1-1）は、いずれも資本主理論に基づく表1-2上の(1)払込資本に係わるその他資本剰余金のみであり、両者は一致している。

以上の検討によって、法律及び会計上の剰余金概念が明らかになったと考えられるが、会社法と会計との乖離を避け、また最新の公正な会計慣行に従った方が良いと考えるので、以下では、名目資本維持かつ資本主理論に基づいて、剰余金の配当等の議論を進めることとする。

表 1 - 3 剰余金の配当等

摘 要		具 体 例	原 資
剰余金の配当等 (法453-461)	(1)剰余金の配当	利益の配当 (旧商法290)	その他利益剰余金
		中間配当 (旧商法293ノ5)	
		資本金及び準備金の減少に伴う払戻し (旧商法395、289)	その他資本剰余金
	(2)自己株式の有償取得 (旧商法210ノ2)	—	

(出所) 岩崎 [2007] 142頁

(2) 剰余金の配当等の意義

会社法上の剰余金の配当等の意義について検討したい。ここに会社法上の「剰余金の配当等」とは、表 1 - 3 のように、「剰余金の配当」と「自己株式の有償取得」を合わせたもののことである (法461)。前者の「剰余金の配当」とは、会社が株主に対して行う金銭等の分配すなわち旧商法における利益の配当、中間配当、資本金及び準備金の減少に伴う払戻し (例えば、有償での減資など) などのことであり、会社財産の払戻しの性質を有するものである。また、これには、利益性の財産 (その他利益剰余金) のみならず、資本性の財産 (その他資本剰余金) の払戻しを含むことを明確にするため、従来のような「利益の配当」という用語ではなく、新しい会社法では「剰余金の配当」という用語を用いている。そして、後者の「自己株式の有償取得」とは、自社の株式を、対価を払って取得することを意味している。

会社法では、この剰余金の配当等が可能な金額 (反対にいえば、配当等の制限額) を「分配可能額」 (法461) という概念で規定している。なお、前者の剰余金の配当の規則は一般に「配当規制」と呼ばれるが、後者の自己株式の有償取得も含む場合には、会社財産の払戻しという点で、両者に共通性があるので、むしろ (会社財産の) 「払戻規制」と呼んだ方が適切であろう。

このような会社財産の払戻しに関する統一的な財源規制が採られる背景には、現金で自己株式を株主から取得するということが、株主への現金交付という点で配当と同様であるという考え方があり、実際既に米国の多くの州では、このような考え方に基づいて配当 (dividend) 規制と自社株の有償取得 (repurchase) 規制とを、株主への分配 (distribution) ないし払戻しに対する規制として統一化してきている。

以上の検討により、剰余金の配当等の意義が明確となったので、引き続きこれとの関係で配当等の原資の問題について検討していくこととする。

(3) 配当等の原資

それでは、この配当等の原資としては、何が適切なのであろうか。この配当・払戻原資の問題に関しては、表 1 - 4 のような説が考えられる。

この問題は、その制度が配当・払戻しの対象を何に求めているかによって、答えが変わってくる。すなわち、例えば、その対象を、あくまでも利益 (留保額) を配当・払戻すということを想定するのであれば、表中の のみが適切であろう。また、その対極にある考え方、すなわちすべての会社財産

表1-4 配当・払戻原資に関する理論

配当・払戻原資の対象	内 容	学 説
その他利益剰余金 (利益準備金を除く)	その他利益剰余金	その他利益剰余金説
その他利益剰余金 + その他資本剰余金	狭義の剰余金	狭義剰余金説
その他利益剰余金 + その他資本剰余金 + (利益準備金 + 資本準備金)	広義の剰余金	広義剰余金説
その他利益剰余金 + その他資本剰余金 + (利益準備金 + 資本準備金) + 資本金	株主資本	株主資本説

(出所) 著者作成

の配当・払戻しを想定するのであれば、表中の のみが最適なものとなるであろう。

それ故、ここではその制度が何を配当・払戻そうとしているのかということが問題となる。そして、ここでは制度上剰余金の配当を問題としているので、上記 又は のいずれかということになろう。既に第1節(1)「剰余金概念」で検討したように、 は会社法及び会計上の資本主理論に基づく概念である。しかも、会社法は、債権者保護等のために、それ自体の配当規制に関する固有の論理に基づいて準備金については配当不能であると位置づけているので、準備金を含まない剰余金のみを示す が適切であるという結論となる。しかも、会社法上前述のように、利益の配当ではなく、利益よりもその包括する範囲が広い剰余金の配当という概念を使用しているので、これと会計理論との整合性も問題とならないものと考えられる。

(4) 配当等の規制目的

これまでの検討により、剰余金の配当等の意義及び配当等の原資に関する考え方が明確となったので、次になぜこのような剰余金の配当・払戻規制がなされるのか、というこの制度の目的を検討していくこととする。この配当規制等の主な目的に関しては、表1-5のような考え方がある。

これらのうち、一般的には、上記 利害調整説が多く主張されている。すなわち、旧商法・会社法上、株主と債権者との間の利害を調整するために、配当の計算等に関する規制がなされていると考えられている。

また、 債権者保護説は、旧商法・会社法上債権者保護のための事前規制として資本制度及びそれ

表1-5 配当等の規制目的

理 論	内 容
利害調整説	これは、株主と債権者との間の利害を調整するために、配当の計算等に関する規制がなされていると考えるものである。
債権者保護説	これは、物的な株式会社においては、株主は有限責任のみしか負わず、債権者にとって会社に対する債権の唯一の財産的基礎は会社財産であるので、債権者を保護するために配当・払戻規制を設けていると考えるものである。
利害調整コスト説	これは、剰余金の配当・払戻規制は、株主と債権者の間の利害調整を行い、それによって資金調達コストを始めとする利害調整コストを抑制するために設けられていると考えるものである。

(出所) 著者作成

に基づく配当規制の制度があり、配当を行う場合に、一定の財産的な基礎があることを要求しており、この規定が全くない場合と比較すれば、一定の役割を果たしていると考えれる。

さらに、利害調整コスト説は、取引コスト理論⁸⁾の観点から主張されている。すなわち、もしこの規定がなく、個々の企業と債権者とが個別的に配当規制に関する財務制限条項などを取り交わす場合には、多くの費用がかかることが想定される。このような場合と比較すると、この配当規制等に関する規定が社会的な制度として存在することによって、この利害調整コストが低減されていると考えることができる。

会社法上の配当等の規制目的は、それぞれの目的が包括的に果たされているので、これらのうちどれか一つということではなく、これらの全ての目的を持っていると考えることが合理的であろう。

(5) 会計目的との関連

前述のような規制目的を前提としたうえで、次に、剰余金の配当等に関する分配可能額計算と会計目的との関連について検討していくことにしたい。そこでこの両者の関連についてであるが、一般に会計目的として、利害調整目的と情報提供目的とが挙げられる。そして、前者の利害調整目的の主要内容の一つとして、配当可能利益の計算表示を挙げられる。この会計目的が新しい会社法の成立によって影響を受けた（変更された）のかどうかの問題となる。この答えは、次のように、剰余金の配当等の計算・表示・利用の内容がどのようなものであるのかによって変わり得る。なお、後者の情報提供目的については、配当計算と直接関連しないので、ここでは検討しないこととする。

利益数値が単独で使用される場合

これは、利益数値が単独で配当の基礎数値として使用されるケースであり、この場合には、利害調整目的として利益数値の計算が直接的な意味を持っているといえる。ただし、現実の制度としての旧商法・会社法では、このように利益数値を単独で配当の基礎数値として使用するようになっておらず、利益の他に、資本金のその他資本剰余金の金額を含む、剰余金の額を前提とした計算構造になっている。それ故、このケースは、現実の制度と整合していない。

他の数値と合算されて利用される場合

これは、利益数値が、他の数値と合算されて利用される場合である。この場合には、次のように、利益数値がどのような使われ方をするかで、意味が異なってくるであろう。

㊦ 剰余金の内容が適切に区分されない場合

これは、剰余金の内容が適切に区分されない場合、すなわちその他利益剰余金とその他資本剰余金とが剰余金として合算され、剰余金が全体として計算され、かつ（利益性が資本性かという）その源泉が配当計算及び処理上問題とされないような場合である⁹⁾。

㊧ 剰余金の内容を適切に区分する場合

これは、剰余金の内容を適切に区分する場合、すなわち分配可能額の前原資が利益性のものか資本性のものかで区別する場合である。このような場合には、従来の利益計算が依然として必要とされる。

それでは、現実の会社法上の取扱いはどうなっているのでしょうか。これについて、会社法

では、入口では、それぞれの剰余金の源泉を利益性のものか資本性のものかを明らかにしている。そして、それを合算して計算を行った上で、出口では、どちらを原資として配当・払戻しが行われたのかについての情報を公表している。また、それを受払する双方でどちらを源泉とした配当かによってその処理を変えており、かつ準備金の積立も配当原資を基礎として区分して処理している。このように利益数値を情報や会計処理のために使用しているという意味で、会計目的としての利益計算の意義は、新しい会社法上剰余金の配当等という概念に変更になっても、依然として失われてはいないと結論付けることができる。

(6) 資本と利益の区別の原則

前述のように、剰余金の配当等の処理及び開示において資本と利益の区分が重要であると考えられる。そこで、この両者の区分に関する会計上の内容を確認しておくこととする。企業会計原則上の資本と利益の区分の原則（一般原則三「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」）には、一般に次の二つの意味があるされている。

資本取引¹⁰⁾と損益取引¹¹⁾の区分：(取引区分の原則)

これは、適正な期間損益計算を行うために、ストックとしての資本とそれが一会計期間に生み出したフローとしての利益を明確に区分することである。そして、増減資がなければ、期首の資本の部の全額がストックとなり、それに対して一期間のフローとしての利益が生み出されることとなる。

払込資本と留保利益の区分：(資本の内訳区分の原則)

これは、適正な資本維持及びそれに基づく配当可能計算を行うために、一時点におけるストックとしての資本の内訳として、企業活動の元手として所有主から拠出された払込資本とそれが生み出した留保利益を明確に区別することを要請するものである。そしてこれにより計算される数値は、分配可能額の計算の基礎や受払側の配当金の会計処理のメルクマールとして活用される。

このような資本取引と損益取引の区分や払込資本と留保利益の区分という意味での資本と利益の区分の原則は、分配可能額計算上重要である。すなわち、前者は、利益が分配可能額、特にその他利益剰余金の源泉であり、企業活動によって稼得された期間利益を適正に計算するために重要である。また、後者は留保利益の額が分配可能額の計算そのものと密接に関連があり、重視されなければならないものである。このように、剰余金の配当等においては、資本と利益の区分の原則は重要な原則としての役割を果たし続けている。

(7) 分配可能性の議論の前提

ここでは、分配可能性に関する議論の混乱を避けるために、議論の前提として、次のように考えることとする。

資本と利益の区分に基づき、資本を利益として（又は利益を資本として）分配することは、不適切である。

本来処分可能性を特質とする利益性項目（利益準備金を除く）を利益として分配することは適切

表 1 - 6 分配可能額の計算の略年表

年次	出 来 事
2001	(平成13年以前) 従来の商法上の配当可能利益の計算
2001	(平成13年) 商法改正： 減資差益を資本金減少差益*とし、資本準備金ではなくその他資本剰余金という位置付けをし、かつ配当可能なものとした。 利益準備金の積立を資本準備金と合わせて資本金の4分の1とし、その準備金の超過額は、資本準備金*を含めて取崩して配当可能なものとした。 自己株式の取得が原則として自由化され、これに伴い自己株式が資産ではなく、資本の控除項目となる。同時に、自己株式の処分差益をその他資本剰余金*とし、配当可能なものとした。
2005	(平成17年) 会社法が成立：剰余金の配当等の規制に変更される。

*：いずれも払込資本のその他資本剰余金化や取崩可能化によって、払込資本の配当可能化への道を開いた。

(出所) 著者作成

である。

本来維持拘束性を特質とする資本性項目を（利益として分配することはできないが、）資本として（一定の手続きを経て）払い戻すことは適切である。

分配可能額¹²⁾の計算自体は、会計理論ではなく、会社法固有の論理に基づいて行われる。ただし、その固有の論理が会計理論的にみて不適切であると考えられる場合には、それを指摘することが重要である。

なお、便宜のために、近年の分配可能額に関する略年表を示せば、表 1 - 6 のとおりである。

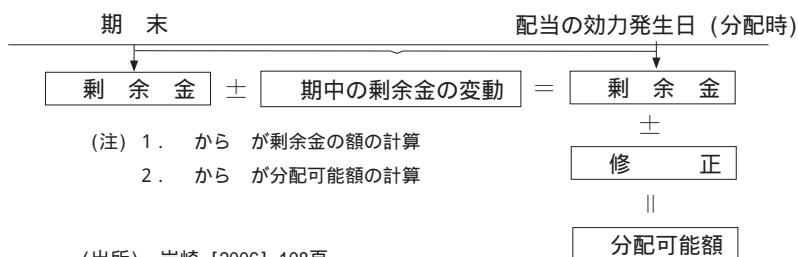
第 2 節 会社法上の分配可能額の計算構造

(1) 分配可能額の計算構造

前節で、剰余金概念、剰余金の配当等の意義及び配当等の目的等が明確にされたので、これを前提として、本節では新しい会社法上の分配可能額の計算構造を明確にしていくこととする。

会社法においても、従来の商法と同様に、純資産額を基礎として分配可能額を計算している。ただし、その計算方法は、従来のものと大きく異なっている。会社法では、図 2 - 1 で示すように、「分配可能額」は二段構えの計算構造になっている。すなわち、まず、最終事業年度¹³⁾の末日の貸借

図 2 - 1 分配可能額の算定の流れ図



(出所) 岩崎 [2006] 108頁

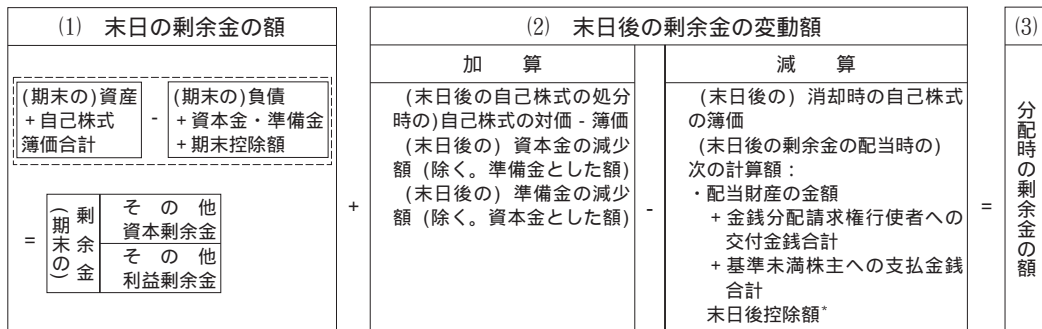
対照表上の剰余金の額を計算する。それを出発点として、それに、 期末日の翌日から配当の効力発生日（分配日）までの期中の剰余金の変動額を加減することによって、 分配の前提となる（期末日ではなく）配当の効力発生日における剰余金の額を（会社法446条で）計算する（ステップ1「剰余金の額の計算」）。そして、これを基礎として、 これに（会社法461条で）一定の修正を行うことによって、 配当の効力発生日における分配可能額を算定する（ステップ2「分配可能額の計算」）。

(2) 剰余金の額の計算

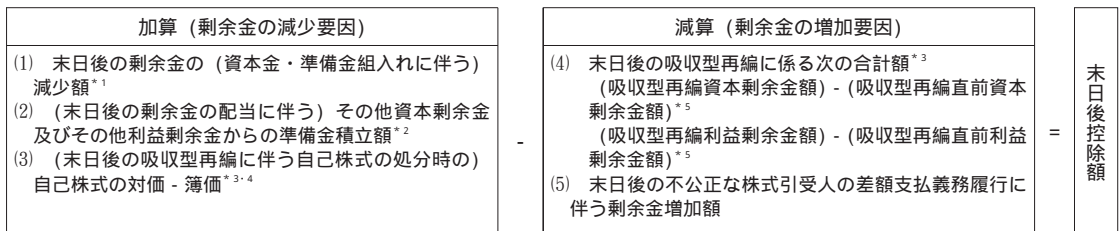
前述のように、分配可能額計算の基本構造が明確にされたので、ここでは、分配可能額の計算のための第1段階となる配当の効力発生日における剰余金の額の意義と計算について明確にしていくこととする。

会社法上、配当の効力発生日における「剰余金の額」とは、基本的に配当の効力発生日におけるその他利益剰余金とその他資本剰余金の合計額のことである。より具体的には、図2-2のように、最終事業年度末日の（貸借対照表上の）剰余金の額に、末日後のその変動額を加味して配当の効力発

図2-2 分配時の剰余金の額



* 省令での末日後控除額（末日後に生じる控除額）は、次のように、(1)から(3)までの合計額から(4)と(5)の合計額を控除して計算する（計規178）。



*1 末日後の資本金・準備金組入れに伴う剰余金の減少額
 *2 末日後の剰余金の配当に伴う準備金の積立額であり、これに伴って剰余金が減少する。
 *3 (3)と(4)は、ペアで考える。
 *4 末日後の吸収型再編（吸収合併、吸収分割及び株式交換のこと）に伴う自己株式の処分時の自己株式処分差損益のことであり、それを剰余金からマイナスしている。このような取扱いをする理由は、前述（剰余金の額の算式）の「自己株式の対価 - 簿価」で、この分も含めて、既に（プラス）計上済みのものを、一旦ここでマイナスし（つまり、元に戻し、ないし±零にし）た後に、(4)で、改めてこの自己株式処分差損益を含めて剰余金の増加を足し込むためである。
 *5 吸収型再編によるその他資本剰余金とその他利益剰余金の増加（減少）額を剰余金にプラス（マイナス）している。（出所）岩崎 [2007] 160頁

図 2 - 3 分配可能額の計算

加 算		減 算		= 分 配 可 能 額
剰余金の額 ^{*1}		自己株式の帳簿価額 ^{*4}	-	
() (臨時計算書類上の) ①利益 ^{*2} +		末日後に処分した自己株式の対価 ^{*5}		
②処分した自己株式の対価 ^{*3}		() 臨時計算書類上の損失 ^{*2}		
		その他控除額 ^{*6}		

- *1 前述のように計算した（最終事業年度の末日ではなく）配当の効力発生日の剰余金の額が分配可能額のベース（出発点）となる。
 - *2 臨時決算をした場合、その期間の損益を分配可能額に反映できる。すなわち利益は剰余金に加算し、反対に損失は剰余金から減算する。
 - *3 臨時決算をした場合、末日後（つまり臨時計算書類作成期間中）に処分した自己株式の対価額を剰余金に（プラス）反映できる。
 - *4 自己株式は、資本（純資産）の控除項目なので、分配（効力発生日）時点で存在する全て（すなわち 期末日に存在していたものと その後に取得したもの）の自己株式（の簿価）を剰余金から減算する。つまり、末日後の自己株式の取得は、その金額だけ分配可能額を減少させることとなる。
 - *5 末日後に処分した自己株式の対価額を減算する（*4 の残高と*5 の処分分の双方を含めて、すべての自己株式を剰余金からマイナスする。なお、*5 の処分対価額は、*3 で述べたように、臨時決算をすれば、分配可能額に（プラス）反映できる）。
 - *6 後述（図 2 - 4 を参照されたい。）
- （出所）岩崎 [2007] 165頁

図 2 - 4 その他控除額

加算（分配可能額の減少要因）		減 算 （分配可能額の増加要因）		= その他控除額（計規 186）	
のれん等調整額 ^{*1} - 資本等金額 ^{*2} (期末) その他有価証券評価差額金のマイナス残高 ^{*3} (期末) 土地再評価差額金のマイナス残高 ^{*3} (連結配当規制適用会社の場合) ^{*4}		(末日後に取得した自己株式の) 帳簿価額 - (その会社の株式以外の交付財産の帳簿価額 + 交付したその会社の社債等の帳簿価額) ^{*12} 末日後の吸収型再編・特定募集の際に処分した自己株式の対価 ^{*13}	+		
① (期末貸借対照表上の) ③株主資本額 ④その他有価証券評価差額金 ^{*5} ⑤土地再評価差額金 ^{*5} + ⑥末日後の子会社から自己株式の取得について、その株式の直前の子会社の帳簿価額のうち、その会社のその子会社に対する持分相当額	④のれん等調整額 ^{*6}	② (期末連結貸借対照表上の) ③株主資本額 ④その他有価証券評価差額金 ^{*5} ⑤土地再評価差額金 ^{*5}			④のれん等調整額 ^{*7}
() (末日後に 2 以上の臨時計算書類を作成した場合の) 最終のそれ以外の臨時計算書類における当期純利益 + 不公正発行等の場合その他資本剰余金増加額 - 当期準損失 ^{*8} 300万円 - {(資本金 + 準備金) + 新株予約権 + 評価・換算差額等 ^{*9} } () 臨時決算の対象期間中の吸収型再編・特定募集に際して処分した自己株式の対価 ^{*10} 末日後に不公正発行等に伴う差額支払義務を履行したことなどの場合のその他資本剰余金増加額 + (前事業年度がない会社が) 成立後に処分した自己株式の対価 + 不公正発行等の場合のその他資本剰余金増加額 ^{*11}					

- *1 のれん等調整額=(期末)のれん×0.5+(期末)繰延資産
- *2 資本等金額=(期末)資本金+(期末)準備金 なお、の計算式はのれん等調整額(資本等金額+(期末)その他資本剰余金)のケースを前提としたものである。そして、他のケースにおける金額は、後述のとおりである。
- *3 末日のその他有価証券評価差損と土地再評価差損の2つの項目は、分配可能額の算定上マイナスとする。
- *4 (イ)と(ロ)の合計額から(ハ)を控除した額が零未満のときは、零。この算式は、全体で連結配当規制適用会社に対する個別(単体)と比較して連結を行った場合の連単剰余金差損額を計算するものであり、その差損額を分配可能額からマイナスするためのものである。
- *5 その金額が零以上のときは零。すなわち、評価差損だけを分配可能額から控除しようとするものである。
- *6 のれん等調整額>(資本金+資本剰余金+利益準備金)のケースでは、(資本金+資本剰余金+利益準備金)の額。
- *7 のれん等調整額>(資本金+資本剰余金)のケースでは、(資本金+資本剰余金)の額。
- *8 これは、複数の臨時決算を行った場合に、最終の臨時決算以外の臨時計算書類の当期純損益を排除するために行うものである。
- *9 その金額が零未満のときは零。また、この式全体の結果がマイナスのときは零。これは、分配後の純資産額が300万円以上あることを要求する算式であり、純資産300万円不足額を計算するもので、分配規制の出口規制である。ただし、評価・換算差額等の各項目がマイナスのときは考慮しない(つまり、零として計算する)。
- *10 臨時決算の対象期間中の吸収型再編等で処分した自己株式の対価額を分配可能額からマイナスする。
- *11 不公正発行等の場合の補填に伴うその他資本剰余金増加額が加味される。なお、前事業年度がない会社とは設立当初の会社のことである。
- *12 未日後に取得した自己株式の帳簿価額のうち、その対価がその会社の株式であるときは、その株式相当額については、剰余金(分配可能額)のマイナス項目としなくて、それを取り消してやる。
- *13 未日後の吸収型再編や特定募集(全部取得条項付種類株を取得すると同時に売却し、しかも対価の支払いが生じないもの)に際しての自己株式の処分対価額については、株の入替えだけで資産額に変動がないので、剰余金(分配可能額)のマイナス項目としない。
 なお、臨時決算を行ったときには、のれん等調整額、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金、300万円分配規制の各金額は臨時貸借対照表上のものになる。
 (注) 臨時計算書類を作成していないケースでは、と の項目を除いて計算する。
 (出所) 岩崎 [2007] 169-170頁

日における剰余金の額を計算する(法446)。

このように、新しい会社法上分配可能額の出発点となる剰余金の額の性質は、一般に公正妥当な会計慣行に従って計算される最終事業年度末日の(貸借対照表上の)剰余金の額に、未日後のその変動額を加味して計算した配当の効力発生日における剰余金の額である¹⁴⁾。

(3) 分配可能額の計算

前述のように、配当の効力発生日における剰余金の額が計算されたならば、第2段階として、この金額を基礎として、一定の修正を加えて、会社法上の剰余金の「分配可能額」を計算していくこととなる。この分配可能額の性質は、会社法固有の論理に基づいて決定されるという性質のものである。

この場合注意すべきことは、従来の商法と異なって、会社法では、剰余金の配当と決算の確定手続きとは完全に切り離されていることである。そして、従来の定時株主総会に加えて、臨時株主総会においても配当(決議)が行え、しかも臨時決算制度の導入に伴って、臨時決算を行った期間の損益も分配可能額に反映できるという制度に変更されている。このため分配可能額の算定は、単なる期末日の剰余金の額を基礎とするのではなく、配当の効力発生日までの剰余金の変動や臨時決算による臨時計算書類上の損益なども反映することが必要となっている。

すなわち、臨時計算書類の作成がある場合の分配可能額は、図2-3のように、図中の(前述のように計算した)分配時の剰余金の額をベースとして、それにを加え、その合計額からからまでの合計額を控除した金額として計算する(法461)。他方、臨時計算書類を作成しない場合には、このうちと の金額を除いて計算することとなる。

以上のように、会社法上の分配可能額の計算構造は、従来のように、期末における純資産額を中心としたストック的な配当可能利益の単段階の計算構造ではなく、分配時までの剰余金の変動や臨時決算に伴う期中の損益の変動をも取り込んだ剰余金額と分配可能額の計算という二段階計算構造になっていることが明らかにされた。

第3節 変更点

前述のように、新しい会社法上の分配可能額の計算構造は、分配時における剰余金額と分配可能額の計算という二段階計算構造になっていることが明らかにされた。そこで次に、従来の商法から新しい会社法への制度変更に伴って、配当・払戻に関連する主な変更事項には、どのようなものがあるのかを検討することにする。この変更事項には、表3-1のようなものがある。

名称

配当の名称に関しては、従来の商法では、「利益ノ配当」¹⁵⁾であったが、会社法では、「剰余金の配当」¹⁶⁾になっている。なお、これは、単なる名称の変更ではなく、その性質をより明確化・純化したものとなっている。すなわち、従来の商法では、伝統的に長い間配当可能利益の計算・表示をその主目的の一つとしてきた。これは、本来（資本主理論的には）文字通り維持拘束性を持つ資本と対比される（配当可能な）利益を計算表示しようとするものであった。それ故、この考え方は、会計理論とも整合性が保たれていた。

ところが、平成13年（2001年）の商法改正によって、それまでの資本制度及びそれを基礎とする配当規制、すなわち株主からの払込資本は資本金又は資本準備金とし、それを配当財源とすることを禁止するという制度（「払込資本の配当禁止制度」）が撤廃された。同時に、払込資本の払戻し・配当財源化についての規制緩和（「その他資本剰余金の分配可能額創出機能」）という大改正（「配当ビッグ・

表3-1 配当・払戻規定の主な変更事項

摘 要	旧 商 法	会 社 法
名称	利益の配当	剰余金の配当（等）
範囲	自己株式の有償取得を含まない	自己株式の有償取得を含む
性質	配当規制	払戻規制
タイミング	年2回（年次配当,中間配当）	何回でも（いつでも）
配当財産	金銭配当等（等の内容は不明確）	金銭配当・現物配当の明文化
配当決定手続き	年次配当（原則:定時株主総会） 中間配当（取締役会）	配当（原則:定時・臨時株主総会）、中間配当（取締役会）
分配可能額	期末純資産をベースとする	期末純資産をベースとし、その後の剰余金の増減を加味
臨時決算制度	なし	臨時決算制度の導入（その期間の損益を分配可能額に算入可能）
基準日	決算日基準	効力発生日基準
決算手続きとの関係	決算確定手続きと配当とが連動	両者が分離された
利益の処分	利益処分案の承認	剰余金の配当などの個別議案の承認
表示	利益処分案	株主資本等変動計算書
期間配当概念	有:期末配当,日割配当	無
準備金積立超過額	別途積立金	別途積立金又は準備金

（出所）岩崎 [2007] 143頁

パン) がなされた。より具体的には、資本金及び資本準備金減少差益は資本準備金から削除され、その他資本剰余金となった。これと共に、配当可能利益の中に会計理論的には本来維持拘束すべき性質を持つ払込資本に属する(その他)資本剰余金が入ってきた。ここでは、(配当可能)利益の中に(払込資本に属する資本金及び資本準備金減少差益という)資本(性項目)が入ってきたという意味で、会計理論と矛盾し、整合性が取れない状況となっていた。

このような状況に対して、今回の会社法では、(配当可能)利益という表現を避け、剰余金(の分配)としてその内容を明確化している。そして、この剰余金には、利益剰余金のみならず、資本剰余金も含まれるので、会計理論との整合性が回復されている。このような意味で、従来の商法上の矛盾が新たな会社法の成立により解消(解決)された。

範囲

配当ないし分配の範囲に関しては、従来の商法では、自己株式の有償取得は別個に取得制限額が規定されていた。他方、会社法では、自己株式の有償取得も含めて「剰余金の配当等」(法第5章第6節「剰余金の配当等に関する責任」として統一的に規定されている。

性質

配当ないし分配の性質に関しては、従来の商法は、(広義の)利益配当についての規制であり、自己株式の有償取得を含まないので、その性質は「配当(分配)規制」と呼べるものであった。他方、会社法では、従来の利益配当に加えて、自己株式の有償取得も含んだものとなっているので、両者を合わせて、会社財産の払戻しに関する統一的な「財産払戻規定」という性質のものに変わっている。

タイミング

配当ないし分配のタイミングに関しては、従来の商法では、年次配当と中間配当の年2回のみであった。他方、会社法では、いつでも何回でも配当できるようになり、四半期配当なども可能となっている。

配当財産

配当ないし分配財産に関しては、従来の商法では、金銭配当のみが規定されていた。他方、会社法では、この他に現物配当も明記されている。

決定手続き

配当ないし分配の決定手続きに関しては、従来の商法では、年次配当は定時株主総会、中間配当は取締役会で決定していた。他方、会社法では、配当は定時・臨時株主総会で決議し、中間配当は取締役会で決定することとなっている。

分配可能額

配当可能額ないし分配可能額に関しては、前述のように、従来の商法では、期末の純資産額をベースとして配当可能利益を計算していた。他方、会社法では、期末の純資産額をベースとし、その後の剰余金の増減も加味し、一定の修正を加えることによって分配可能額を二段階計算することとしている。

臨時決算制度

臨時決算制度に関しては、従来の商法では、この制度はなかった。他方、会社法では、それが導入され、これに伴って臨時決算の時までの期間損益を分配可能額に含めることができるようになっている。

基準日

配当ないし分配の基準日に関しては、従来の商法では、その基準日は決算日であった。他方、会社法では、配当の効力発生日となっている。

決算確定手続きとの関連

決算手続きと配当ないし分配との関連に関しては、従来の商法では、その両者が連動していた。他方、会社法では、配当政策の柔軟化のために、両者は分離されている。

利益の処分

利益の処分の内容に関しては、従来の商法では、利益の処分は包括的な全体としての利益処分案の承認としてなされていた。他方、会社法では剰余金の配当議案（や任意積立金の積立議案）などの個別議案の承認として行われることとなっている。

表示

利益処分の内容の表示に関しては、従来の商法では、利益処分について利益処分案でその内容を表示した。他方、会社法では、利益処分案が廃止されたので、株主資本等変動計算書でそれを表示することとしている。

期間配当概念

一定の期間に対応した配当という期間配当概念（例えば、期末配当や日割配当）に関しては、従来の商法では、それが存在した。他方、会社法では、このような期間的概念はなく、その配当時点の株主に剰余金の配当をするというストック的な時点的概念に変わっている。

準備金積立超過額

準備金の積立超過額の取扱に関しては、従来の商法では、配当に伴う利益準備金の（資本金の4分の1）積立超過額について、一般に任意（別途）積立金であると考えられていた。他方、会社法では、

表3 - 2 配当に伴う準備金の積立

摘要	内容
意義	配当に伴って準備金を積み立てるもの
目的	債権者の保護
基準	基準資本金額:資本金の4分の1の金額
積立限度	基準資本金額に達するまで
積立額	原則：剰余金の配当の10分の1 例外：要積立額が10分の1より少ない場合には、その額
積立項目	資本準備金又は利益準備金
項目決定基準	配当原資によって、積み立てるべき準備金を決定
端数処理	円未満の端数は切上げ
取崩	いつでも全額の取崩し可能

(出所) 岩崎 [2007] 178頁

株主総会の決議によって準備金の積立ができることとなったので、この積立超過額がすべて任意（別途）積立金となるとは限らなくなり、準備金となる可能性が出てきている。

配当に伴う準備金の計上

配当ないし分配に伴う準備金の計上に関しては、従来の商法では、債権者の保護のために、配当に伴って資本準備金と合わせて資本金の4分の1に達するまで、その配当等の10分の1以上の利益準備金を積み立てることを要求していた。他方、会社法では、表3-2のように、準備金の額が、資本金の4分の1の金額（「基準資本金額」という）に達するまで、原則として剰余金の配当の10分の1（要積立額が10分の1より少ない場合には、その額）を資本準備金又は利益準備金として積み立てることとしている。なお、どちらの準備金を積み立てるのは、その配当原資による。すなわち、その資本剰余金からの配当は資本準備金を、そしてその他利益剰余金からの配当は利益準備金を積み立てることとなる。

以上のように、旧商法から新しい会社法への移行に伴って配当・払戻規定に関して、例えば、名称、その範囲、性質、タイミング、配当財産、決定手続き、分配可能額の計算等のように、多くの変更がなされたことが明確にされた。

第4節 到達点

前述のように、新しい会社法への移行に伴って配当・払戻規定に関して多くの変更がなされたことが明らかにされた。そこで、これまでの議論を前提として、新しい会社法の分配可能額計算についての到達点について検討することとしたい。

この到達点については、次のように、全体的なものと同個別的なものに分けることができる。

1 全体としての到達点

新しい会社法の分配可能額計算についての全体としての到達点としては、次のようなことが挙げられる。

(1) 資本・配当政策の自由化・容易化に伴う資本制度の拘束の緩和

会社法の政策目的という観点からは、今回の会社法の成立によって、以下の から 以示すように、資本の部の計数の変動の自由化や資本性の配当による会社財産の社外流出の容易化などによって、企業の資本・配当政策を大幅に自由化・容易化している。これに伴って資本制度の拘束を緩和し、機動的で弾力的な資本構成の変更や配当が可能となっている。

このような背景としては、⑦基礎構造としての我が国経済を支える企業の活動や資本市場（すなわち資金調達と投資）を取り巻く環境が高度にグローバル化して来ていること、④企業のM&Aへの対応や日本の国家予算の数倍ともいわれる巨額の手元資金を持つ国境なきヘッジファンドなど（投資資本や投資資本など）への対応が必要になったこと、そして⑦このために経営者が自由に資本・配当政策を決定できる上部構造である法律や会計などのソフト・インフラの整備が必要になったことなどが挙げられる。

また、カルパースなどの外国機関投資家を初めとする物言う株主の登場や会社法の成立による三角

合併などが可能となったことによって、経営者は常に M&A などの市場コントロールの下に置かれるようになった。同時に、経営者自身も自己防衛及び企業防衛をする必要が出てきており、益々経営者の資本・配当の自由化・容易化が求められるようになってきている。このような意味で、株主への配当、したがって分配可能額の計算に、従来の債権者と株主に新たに経営者が利害関係者として加わったとみることができる（藤田 [2007] 77頁）。

最低資本金制度の撤廃・100%減資制度の導入・100%資本準備金減少制度の導入

新しい会社法での最低資本金制度の撤廃・100%減資制度の導入・100%資本準備金減少制度の導入という制度変革により、資本金や準備金の額を一定の手続きを経れば、自由に変更できるようになった。さらに剰余金の額も自由に変更でき、会社財産の払戻しの容易化が図られている。この結果、資本制度の骨格が崩れかけている。特に分配不能な資本金や資本準備金を減少させることによって、分配可能なその他資本剰余金を増加させることができることは、新しい会社法が分配可能額の創出機能（「分配可能額創出機能」）を有するまでになっていると考えることができる¹⁷⁾。

資本の部の計数の変動等の自由化

新しい会社法の成立に伴って、資本の拘束性を緩和し、資本の部の係数の変更を原則として自由とし、利益が資本かにかかわらず、一定の手続きを取れば、会社財産の払戻しを自由に行えるようになっている。

合併差益等のその他資本剰余金化

組織再編によって生じる合併差益等の従来の商法において資本準備金とされていたものについて、新しい会社法では、企業の資本・配当政策の便宜を考慮して、必ずしも（資本金や）資本準備金とすることなく、はじめからその払込金額をその他資本剰余金として分配可能なものとする（「分配可能額原資の確保」）ができ、この側面での資本市場への対応の容易化が図られている。

法定準備金から（任意・法定）準備金へ

従来の商法では、配当に伴って利益準備金を積み立てることが強制されていたが、会社法では、資本と利益の区分の観点から利益準備金のみならず、資本準備金も積み立てることも強制している。これは、理論的には整合性が取れた、当然の変更であるといえる。さらに、会社法では反対に準備金は強制計上されるものばかりではなく、任意に積み立てることができることとなっている。しかも、従来と異なり、資本金の4分の1を超える部分に限らず、その全額を取崩して配当することが可能となっている。このように、準備金についてその積立・取崩しが機動的にできるように変更されている。

資本原則の後退

従来の商法では、資本3原則として資本確定の原則¹⁸⁾・資本充実の原則¹⁹⁾・資本不変の原則²⁰⁾が債権者保護等の観点から要求されていた。しかし、資本政策の自由化の促進を目的とする会社法はこれらのうち、前2者を緩和し、その結果資本原則は従来と比較して著しく後退している。

自己株式の取得・保有の自由性の維持

2001年旧商法改正以降の旧商法及び会社法における自己株式の取得・保有の自由化は、株価の安定を容易にすることによって、企業が資本市場へより容易に対応することができるようになってきている。

(2) (配当可能)利益の計算から剰余金の配当等の計算(統一的な会社財産の払戻し規定)へ

配当等の計算構造の観点から全体としての新しい会社法の到達点としては、次のような流れとして見ることができる。すなわち、(資本主理論の観点から)従来の(2001年改正前)旧商法は(資本性項目を含まない)本来的な配当可能利益計算を行っていた。しかし、(2001年)旧商法改正によって、資本性項目を含む(理論的には整合性を持たない)配当可能利益計算へと変わった。これに対して、新しい会社法は、⑦本来的な意味で利益でないものを利益から除き、利益の純化を回復させた。これと共に、⑧資本性項目の払戻しも行えることを明確化するために、利益ではなく剰余金の配当等という概念への変更を行った。しかもこのことに止まらず、⑨自己株式の有償取得を含む統一的な会社財産の払戻規定へと変化している。

(3) 資本と利益の区分の原則の重視

新しい会社法では、資本の拘束性が緩和される一方で、逆に資本と利益の区分の原則が従来以上に重視されている²¹⁾。これは例えば、資本の部の計数の変動や準備金の積立の際にこの考え方が明確に示されている。

(4) 資本性項目の維持拘束性から潜在的な配当財源へ

会計理論上、資本性項目は従来から長期的に維持拘束すべき性質のものと考えられてきた。他方、新しい会社法では、この考え方に大きな転換を迫っている。すなわち、会社法上その他資本剰余金は既に分配可能なものと位置づけられている。さらに、資本金及び資本準備金についても、長期的に維持拘束すべき性質のものではなく、一定の手続きを踏みさえすればいつでも分配可能なものと考えられている。すなわち、極言すれば、「資本金及び資本準備金は維持拘束すべきものというよりも、潜在的な配当原資である²²⁾。」という新しい観点が出現した。このような考え方は、従来の会計学者にとってはコペルニクス的な考え方の転換を迫るものとなるであろう。

2 個別的な到達点

上述のように、新しい会社法の分配可能額計算についての全体としての到達点が明確化されたので、ここでは、主な個別的な到達点を検討することとする。これには、次のようなものがある。

連結配当規制の部分導入

連結配当規定について、旧商法ではこの規定がなかった。他方、会社法ではこの連結配当規定が部分的に導入された。ただし、これは、保守主義的な観点から個別の剰余金の額の方が連結上のそれよりも大きい場合には、個別ではなく、連結上のそれを用いて計算することができるという制度である。ただし、注意すべきことは、低価法と同様に、個別の剰余金の額の方が大きい場合のみであり、反対に連結の剰余金の額の方が大きい場合には、連結に合わせられないという点で、不完全な連結配当規定であることに注意が必要である。

のれんの配当制限化

会社法では組織再編が原則自由にできるようになったことに伴って、受入純資産とその対価額との差額として多額ののれんが発生する可能性が生じた。こののれんは、実体のある資産ではなく、単なる計算上の差額概念である。それ故、のれんについては、配当可能性に一部疑義もあり、配当制限が課されている。

繰延資産の配当制限の変更

従来の商法とは異なり、会社法では、繰延資産について個別項目を掲げていない。それ故、会社法上従来のように個別項目を列挙して配当制限を課するのではなく、繰延資産全体について配当制限を課することとしている。なお、繰延資産（の一定項目²³⁾）は、従来商法においても財産価値がないので、配当制限の対象とされてきた。そして、会社法もこれを踏襲する形での規定となっている。

資本金・法定準備金型から純資産型への規制変更

旧商法の配当可能利益の計算は、その算定の基礎として純資産額から資本金と法定準備金を差し引く形（「減算法」）で計算をしていた。すなわち、資本金・法定準備金は配当不能なものという形でのいわば「資本金・法定準備金型規制」であった。他方、会社法では、分配可能額の最低ラインは資本金・法定準備金ではなく、全体としての純資産の額が300万円以上残ることを前提としている。それ故、それは必ずしも資本金・法定準備金である必要は無くなっている²⁴⁾。この意味で会社法上の配当規制は「純資産型規制」へと変化してきている。なお、この他に配当機会の柔軟化、配当財源の柔軟化など多くのものがある。しかし、これらについては、既に変更点で述べた通りであるので、ここでは省略する。

以上のように、会社法上の分配可能額の計算の到達点としては、全体的な観点からは、資本・配当政策の柔軟化が達成されたこと、（配当可能な）利益の計算から剰余金の配当等という全体的で統一的な会社財産の払戻規定へと変化したことなどが明確にされた。また、個別的な観点からは、連結配当規制の部分導入、新しい形でののれんや繰延資産の配当制限の導入などがあることが明確化された。

第5節 問題点

上述のように、新しい会社法の分配可能額計算についての到達点が明確にされたが、これまでの議論を前提として、最後に、会社法上分配可能額の計算で主な問題点を検討していきたい。これにいては、次のようなものがある。

(1) 債権者保護のための資本制度・配当規制の弱体化

旧商法では、資本制度及びそれに基づく配当・払戻規制を債権者保護のための必須の事前規制として捉える、という考え方をしていた。これに対して会社法では、前述の通りこの考え方が弱まり、資本制度等の弱体化が見られる。この弱体化は債権者保護の観点から問題であろう。そして、このような状態を前提とすれば、少なくとも債権者保護のためには、従来のもものと比較して会社法での個別的な債権者保護手続きの強化と会計面ではより一層の情報開示が必要であると考えられる。

このような状態がさらに進展すれば、米国のように、配当は、従来のように資本制度を基礎とする

のではなく、支払不能テスト²⁵⁾や自己資本比率²⁶⁾・流動比率（100%以上など）などの財政状態をベースとしたものになる可能性も出てくるが、これらの問題は慎重に検討する必要がある。

(2) 名称

会社法では、「配当」概念を使用しているが、配当という概念は、狭義ないし本来的には利益配当を意味するので、払込資本に属する資本性項目であるその他資本剰余金の払戻しを含むのであれば、その両者を包含する「分配」概念の方がより適切であろう。

以上のように、新しい会社法の問題点としては、債権者保護のための事前規制としての資本制度及びそれに基づく配当・払戻規制の弱体化問題や名称の問題があることが明らかにされた。

Ⅲ むすび

上述のように、本稿では、まず、前章第1節において議論の前提として剰余金の意義や配当規制の目的等を確認し、これを前提として、第2節において新しい会社法における分配可能額の計算構造を明確にするとともに、第3節においてこの会社法の成立によって、従来の旧商法で行われていた配当制度がどのように変化したのか。そして、第4節・第5節において新しい配当制度の到達点及び問題点は何かを検討した。この検討により以下のことが明確化された。

- (1) 第1節における剰余金の意義や配当規制の目的等に関して、㊦剰余金の意義及び分配原資適格性については、会社法では、名目資本維持及び資本主理論に基づき配当可能性分類により剰余金を考えており、かつ狭義の剰余金（すなわちその他の利益剰余金とその他の資本剰余金）を配当の原資として適格性を認めていること、㊧分配規定の内容については、会社法では、剰余金の配当等として統一的な会社財産の払戻規定を置いていること、㊨配当等の規制目的については、会社法上その目的として利害調整目的、債権者保護目的及び利害調整コスト削減目的が包括的に考えられていること、また、㊩企業会計目的との関連における会社法会計の目的については、新しい会社法の成立によっても従来からの利害調整目的（配当可能利益の計算・表示目的）は、基本的に維持されていることなどが明確化された。
- (2) 第2節における新しい会社法における分配可能額の計算構造に関しては、剰余金の額の計算と分配可能額の計算という二段構えの計算構造（二段階計算構造）に変化したことが明確にされた。
- (3) 第3節における会社法の成立に伴う主な変更点に関しては、剰余金の配当等、自己株式の有償取得を含むこと、何回でもいつでも配当可能であること、現物配当も可能なこと、臨時決算制度の導入、効力発生日基準、決算確定と配当手続きの分離など多くの事項が挙げられことが明確化された。
- (4) 第4節・第5節における新しい配当制度の到達点及び問題点に関しては、会社法の分配可能額計算の到達点としては、㊦資本・配当政策の自由化・容易化、㊧配当可能利益の計算から剰余金の配当等へ変化したこと、㊨資本と利益の区分の原則がより重視されたことなどが挙げられること、また、新しい会社法会計の問題点としては、債権者保護のための事前規制としての資本制度及びそれに基づく配当・払戻規制の弱体化問題や名称問題があることが明確化された。

このように、会社法はその会計処理をするに当たり一般に公正な企業会計の基準を遵守することを要求し、資本と利益の区別の原則を重視している一方、分配可能額計算においては、会社法固有の論理に基づき政策的な観点からこれに関する詳細な規定を行っている。すなわち、会社法の分配可能額の計算は、会社法制の現代化の一環として、資本・配当政策の自由化という観点から大きな影響を受けていることが明確化された。

[注記]

- 1) 債権者保護目的に関しては、岩崎 [2011] で検討しているので、参照されたい。
- 2) 資本剰余金とは、資本市場において株主の企業への払込資本のうち資本金に組み入れられなかった部分のことであり、資本準備金とその他資本剰余金がある。
- 3) 利益剰余金とは、企業が（広義）商品市場などで稼得した利益のうち配当により社外流出しなかった部分のことであり、利益準備金とその他利益剰余金がある。
- 4) 準備金とは、法律により分配不能とされた部分のことであり、欠損填補のためなどに備えて計上されたもののことである。これには、利益準備金と資本準備金とがある。なお、会社法では、準備金については、従来のように法律によりその積立てが強制されるものの他に、新たに会社が任意にそれを積立てることができるようになった。
- 5) なお、会社法上、企業会計と同様に、負債確定アプローチに基づき資産負債が先に確定され、その差額を純資産とし、その中に負債と資本の中間的な性質を持つもの（新株予約権など）を含むものとしている。
- 6) 資本金とは、株主からの出資額で、会社財産を確保するための基準となる数値のことである。
- 7) このように、会計主体論は、日本では、資本主理論から企業主体理論に、そして再び資本主理論へと変化（逆戻り）している。これは一つには、投資家が、かつての個人 法人 機関投資家から（現代の巨額の資金を持つ国境なき投資集団である）投機資本へと変化していることが影響していると考えられる。
- 8) これは、R.コースやO.E.ウィリアムソンなどによって主張されるものであり、ある制度が存在するのは、取引コストを低減するために、制度化されると考えるものである（Coase [1960], Williamson [1981]）。
- 9) 具体的には、例えば、その他利益剰余金とその他資本剰余金とが単にその他剰余金に一括され、そこから（混ぜ合わさった状態で）配当などがなされ、処理されるような場合が考えられる。このような場合には、利益と資本との混同が生じ、会計理論的には、適切ではない。
- 10) 資本取引とは、会社の活動の元手となる資本調達・払戻し・分配などのために資本市場において行われる取引のことである。
- 11) 損益取引とは、調達した資本を（広義）商品市場等で利益追求のために運用する取引のことである。
- 12) 分配可能額は、どのような会計主体論に立脚するか、また、会社法が固有の論理によって会計上

の利益にどのような項目を加減するかによって異なってくる。

- 13) 最終事業年度とは、会社法上各事業年度についての計算書類について、株主総会（ないし取締役会）の承認を受けた事業年度のうち最も遅いものこと（つまり決算が確定している当期の前の事業年度のこと）である（法2）。
- 14) これは、従来の商法が独自の計算規定を持っていた（独自規定アプローチ）のに対して、会社法は利益などの計算について、公正な会計慣行を遵守しなければならないこと（公正な会計慣行遵守アプローチ）としており、両者の間には会社計算についてかなりのアプローチの差異が見られる。
- 15) 「利益ノ配当ハ貸借対照表上ノ純資産額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル額ヲ限度トシテ之を為スコトヲ得。」（法290）
- 16) 「株式会社は、その株主に対し、剰余金の配当をすることができる。」（法453）
- 17) ただし、原資や資本準備金の減少には、株主総会での決議の外に（欠損填補という例外的な場合を除き）、原則として債権者保護手続きを要するので、それは依然としてかなり会社にとっては、高い障害となっていることには変わりがないので、注意が必要である。
- 18) 資本確定の原則とは、資本金額に相当する株式の全部の引受けがなされ、資本拠出者・拠出額が確定することである。
- 19) 資本充実の原則とは、資本相当額の財産の払込みがあることである。
- 20) 資本不変の原則とは、減資に厳格な手続きを要求することである。
- 21) 欠損填補のための減資や資本準備金の減少などは、資本性項目が利益性項目の補填のために使用され、分配・配当の基準を下げるので、一種の資本の利益化が見られるが、これは例外として認められている。
- 22) 従来は、資本と固定資産との密接な関係が重視されてきたが、このように考える場合には、資本と固定資産との関係を切断して考えなければならない時期が来ているのかも知れない。
- 23) 旧商法において配当制限を課された繰延資産としては、開業費、開発費及び試験研究費があった。
- 24) ただし、従来と同様に、資本金及び資本準備金は、分配可能額計算上控除すべき金額（すなわち算定基準の一部）であることは、従来と代わりがないことに注意が必要である。
- 25) これは、⑦配当時に債務を返済できる状態にあり、かつ④配当により返済時における返済ができない状態にならないことが合理的に予想される場合には、配当ができるというものである。
- 26) 例えば、資産が負債の1.25倍以上あることなどがある。

[参考文献]

- 秋坂朝則 [2006] 「会社計算規則における剰余金区分の原則」『企業会計』第58巻第6号25-30頁
- 安藤英義 [2002] 「商法における資本制度の揺らぎと『資本の部』の表示」『会計』第162巻第2号1-14頁
- [2003] 「株式会社の資本制度崩壊の兆し」『会計』第164巻第3号1-14頁
- [2005] 「会社の資本制度の任意化傾向」『産業経理』第64巻4号1頁

- [2006] 「資本概念の変化」『企業会計』第58巻第9号18-25頁
- [2007] 「『資本と利益の区別』起源考」安藤英義編著『会計学論考』中央経済社
- 石川 業 [2007] 「『払込資本と留保利益の区別』と出資者・経営者の利害調整」安藤英義編著『会計学論考』中央経済社
- [2002] 「株式会社会計における2つの資本概念」『産業経理』第62巻第2号111-122頁
- 岩崎 勇 [2003] 『基本財務諸表論 [第2版]』中央経済社
- [2006] 『新会社法会計の考え方と処理方法』税務経理協会
- [2007] 『純資産会計の考え方と処理方法』税務経理協会
- [2011] 「会社法会計の到達点と問題点」『経済学研究』第77巻第4号20-30頁
- 大日方隆 [1994] 『企業会計の資本と利益』森山書店
- 菊澤研宗 [2004] 『比較コーポレート・ガバナンス論』有斐閣
- 斉藤静樹 [2005] 『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」』中央経済社
- 鳶村剛雄 [1985] 『会計原則コンメンタール』中央経済社
- 田中健二 [2007] 『財務会計入門』中央経済社
- 田村英治 [2007] 「会計主体論の再構築」安藤英義編著『会計学論考』中央経済社
- 日本公認会計士協会 [2006] 「土地再評価差額金の会計処理に関するQ & A」(7月改訂版)
- 野口晃弘 [2004] 『条件付新株発行の会計』白桃書房
- 原 俊雄 [2007] 「財務報告の展開と簿記・会計の揺らぎ」安藤英義編著『会計学論考』中央経済社
- 藤田昌也 [2006] 「ストック・オプション会計の問題点」『熊本学園商学論集』第13巻第2号33-41頁
- [2007] 「分配可能額の計算」『熊本学園商学論集』第13巻第3号67-76頁
- 古市峰子 [2006] 「会社法制上の資本制度の変容と企業会計上の資本概念について」『金融研究』第25巻第2号
- 森川八洲男 [2002] 「新会計基準における『資本の部』の分類の特質」『企業会計』第54巻第7号18-26頁
- 弥永真生 [2003] 『「資本」の会計』中央経済社
- Coase, Ronald H. [1960] “The Problem of Social Cost”, *The Journal of Law and Economics*. October. pp,1-23. <http://www.sfu.ca/~allen/CoaseJLE1960.pdf>
- Williamson, Oliver E. [1981] “The Economics of Organization: The Transaction Cost Approach”, *The American Journal of Sociology*, Vol.87, No.3, pp.548-577.

[九州大学大学院経済学研究院 教授]